

特定物保管届・特定事業許可に関する条例・規則（抜粋）

（平成22年4月1日現在）

<p>産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例 （当初制定：平成15年 3月17日兵庫県条例第 23号） （最終改正：平成19年 3月16日兵庫県条例第 18号）</p>	<p>産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則 （当初制定：平成15年12月12日兵庫県規則第 93号） （最終改正：平成22年 3月31日兵庫県規則第 20号）</p>
<p>目次 第1章 総則（第1条—第6条） 第2章 適正処理の原則（第7条・第8条） 第3章 産業廃棄物の不適正な処理の防止 第1節 産業廃棄物の不適正な保管の防止（第9条—第16条） 第2節 建設資材廃棄物の不適正な処理の防止（第16条の2・第16条の3） 第3節 電子情報処理組織による産業廃棄物の管理の推進（第16条の4） 第4章 特定物の不適正な処理の防止（第17条—第21条） 第5章 土砂等の不適正な処理の防止（第22条—第38条） 第6章 雑則（第39条—第44条） 第7章 罰則（第45条—第48条） 附則</p>	<p>目次 第1章 総則（第1条・第2条） 第2章 産業廃棄物の不適正な処理の防止 第1節 産業廃棄物の不適正な保管の防止（第3条—第8条） 第2節 建設資材廃棄物の不適正な処理の防止（第8条の2） 第3章 特定物の不適正な処理の防止（第9条—第13条） 第4章 土砂等の不適正な処理の防止（第14条—第25条） 第5章 雑則（第26条・第27条） 附則</p>
<p>第1章 総則</p>	<p>第1章 総則</p>
<p>（目的） 第1条 この条例は、県民の生活環境の保全上の支障を生じ、又は災害を発生させるおそれのある産業廃棄物、使用済自動車その他の特定物及び土砂等の不適正な処理の防止について必要な事項を定めることにより、県民の生活環境を保全するとともに、県民の生活の安全を確保することを目的とする。</p>	<p>（趣旨） 第1条 この規則は、産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例（平成15年兵庫県条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>（定義） 第2条 この条例において「産業廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。 2 この条例において「特定物」とは、次に掲げる物で廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物（以下「廃棄物」という。）に該当しないものをいう。 （1）使用済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（次号において「自動車」という。）で運行の用に供することを終了したものをいう。以下同じ。） （2）使用済みの自動車用タイヤ （3）使用済特定家庭用機器（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器で本来の用途に供することを終了したものをいう。以下同じ。） 3 この条例において「多量保管」とは、面積が100平方メートル以上の土地における特定物の保管又は使用済自動車にあつては20台、使用済みの自動車用タイヤにあつては100本、使用済特定家庭用機器にあつては100台を下回らない範囲内で規則で定める数量以上の特定物の保管をいう。 4 この条例において「土砂埋立て等」とは、土砂等（土砂及びこれに混入した物をいう。以下同じ。）による埋立て、盛土その他の土地へのたい積を行う行為（製品の製造若しくは加工のための原材料又は試験、検査等のための試料のたい積を行う行為を除く。）をいう。 5 この条例において「特定事業」とは、土砂埋立て等に供す</p>	<p>（多量保管） 第2条 条例第2条第3項に規定する規則で定める数量は、次の各号に掲げる特定物の区分に応じ、当該各号に定める数量とする。 （1）使用済自動車 20台 （2）使用済みの自動車用タイヤ 100本 （3）使用済特定家庭用機器 100台</p>

<p>る区域（宅地造成その他事業の工程の一部において土砂埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域内の土壌から採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域）以外の場所から採取された土砂等による土砂埋立て等を行う事業であって、土砂埋立て等に供する区域の面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、土砂埋立て等に供する区域における土砂埋立て等を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂埋立て等によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離が1メートルを超えるものをいう。</p>	
<p>（事業者の責務） 第3条 事業者は、その事業活動に伴い保有する産業廃棄物、特定物及び土砂等（以下この章並びに第40条及び第40条の2において「産業廃棄物等」という。）の適正な処理を行うとともに、県が実施する産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する施策に協力しなければならない。</p>	
<p>（土地所有者等の責務） 第4条 土地の所有者、占有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）は、産業廃棄物等の処理を行う者に対して土地を使用させるときは、当該土地において産業廃棄物等の不適正な処理が行われないよう配慮するとともに、産業廃棄物等の不適正な処理を行うおそれがある者に対して当該土地を使用させることのないようにしなければならない。 2 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地において産業廃棄物等の不適正な処理が行われていることを知ったときは、地域の生活環境の保全及び生活の安全の確保のために、必要な措置を講じなければならない。 3 土地所有者等は、県が実施する産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する施策に協力しなければならない。</p>	
<p>（県民の責務） 第5条 県民は、自ら地域の生活環境を保全し、及び生活の安全を確保するため、地域において産業廃棄物等の不適正な処理が行われないよう配慮するとともに、産業廃棄物等の不適正な処理が行われていることを知ったときは、速やかに、その旨を県又は関係機関に通報するよう努めなければならない。 2 県民は、県が実施する産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p>	
<p>（県の責務） 第6条 県は、廃棄物処理法、この条例その他の関係法令等に基づく権限を的確に行使するとともに、産業廃棄物等の不適正な処理を防止するため、県民、市町等と連携した監視体制の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。 2 知事及び公安委員会は、前項の監視体制の強化その他の施策について、緊密に連携して必要な措置を講ずるものとする。</p>	
<p>第2章 適正処理の原則</p>	
<p>（種類の明確化の原則） 第7条 産業廃棄物、特定物及び土砂等は、その種類が明確にされ、廃棄物処理法、この条例その他の関係法令等の定めるところにより、適正に処理されなければならない。</p>	
<p>（分別処理の原則） 第8条 産業廃棄物、特定物及び土砂等は、保管、処分その他の処理の過程において、種類に応じて分別して処理されなければならないが、みだりに混合されることがあってはならない。</p>	
<p>第3章 産業廃棄物の不適正な処理の防止 第1節 産業廃棄物の不適正な保管の防止 第9条～第16条（略）</p>	<p>第2章 産業廃棄物の不適正な処理の防止 第1節 産業廃棄物の不適正な保管の防止 第3条～第8条（略）</p>

<p>第2節 建設資材廃棄物の不適正な処理の防止 第16条の2・第16条の3 (略)</p>	<p>第2節 建設資材廃棄物の不適正な処理の防止 第8条の2 (略)</p>
<p>第3節 電子情報処理組織による産業廃棄物の管理の推進 第16条の4 (略)</p>	
<p>第4章 特定物の不適正な処理の防止</p>	<p>第3章 特定物の不適正な処理の防止</p>
<p>(特定物保管基準) 第17条 特定物の保管をする者(以下「特定物保管者」という。)は、規則で定める特定物の保管方法に関する基準(以下「特定物保管基準」という。)に従い、特定物の保管をしなければならない。</p>	<p>(特定物保管基準) 第9条 条例第17条に規定する特定物保管基準は、次のとおりとする。 (1) 保管をする土地の周囲に囲い(保管をする特定物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)を設けること。 (2) 保管をする土地の見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板を設けること。 ア 縦及び横それぞれ60センチメートル以上であること。 イ 次に掲げる事項を表示したものであること。 (ア) 使用済自動車、使用済みの自動車用タイヤ又は使用済特定家庭用機器の保管の場所である旨及び保管をする特定物の種類ごとの最大数量 (イ) 届出者の氏名又は名称及び連絡先 (3) 保管をする場所から特定物の破片又は油等が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発生しないように次に掲げる措置を講ずること。 ア 特定物の保管に伴い特定物の破片が飛散するおそれがある場合にあっては、シート掛けを行うこと。 イ 特定物の保管に伴い特定物の油等が流出するおそれがある場合にあっては、あらかじめ当該油等の除去を行うこと。 ウ 特定物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。 エ その他必要な措置 (4) 積み重ねて特定物の保管をする場合にあっては、次のとおりとすること。 ア 使用済自動車、使用済みの自動車用タイヤ又は使用済特定家庭用機器をそれぞれ分別して保管すること。 イ 特定物の崩落を防止するための措置を講ずること。 ウ 使用済自動車については、積み重ねられた高さが3.5メートルを超えないようにするとともに、1の使用済自動車の上部に2以上の使用済自動車を積み重ねないこと。 エ 使用済みの自動車用タイヤ又は使用済特定家庭用機器については、積み重ねられた高さが3メートルを超えないようにすること。 (5) 火災の発生を防止するための措置を講ずること。 (6) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。</p>
<p>(多量保管の届出) 第18条 多量保管をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 多量保管をする土地の所在地 (3) 多量保管をする土地の所有者の氏名又は名称及び住所並</p>	<p>(多量保管の届出) 第10条 条例第18条第1項の規定による届出は、特定物多量保管届(様式第6号)に、次に掲げる書類及び図面を添付してしなければならない。 (1) 届出者の住民票の写し(外国人にあっては外国人登録証明書の写し、法人にあっては登記事項証明書) (2) 多量保管をする土地及びその周辺の見取図 (3) 多量保管をする土地の登記事項証明書</p>

<p>びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(4) 多量保管をする土地の面積</p> <p>(5) 多量保管をする特定物の種類及び数量</p> <p>(6) 多量保管を開始する日</p> <p>(7) 当該土地における特定物の搬入、搬出及び保管に関する計画</p> <p>(8) 特定物の飛散、流出及び崩落の防止その他の生活環境の保全及び生活の安全の確保のために講ずる措置の内容</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による届出は要しない。</p> <p>(1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が規則で定める多量保管をする場合</p> <p>(2) 災害のために必要な措置として、応急的に多量保管をする場合</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める場合</p>	<p>(4) 多量保管をする土地について、届出者が所有権その他の使用する権原を有することを証する書類</p> <p>(5) 特定物の保管の状況を示す配置図及び断面図</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類又は図面</p> <p>2 条例第18条第2項第1号に規定する規則で定める公共的団体は、地方道路公社とする。</p> <p>3 条例第18条第2項第1号に規定する規則で定める多量保管は、次に掲げる多量保管とする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体が、道路の管理に伴い道路の区域内の土地において行う使用済自動車の多量保管</p> <p>(2) 地方道路公社が、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第21条第1項、第2項第4号又は第3項第5号に規定する業務として道路の区域内の土地において行う使用済自動車の多量保管</p>
<p>(変更又は廃止の届出等)</p> <p>第19条 第10条、第11条及び第13条の規定は、前条第1項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、第10条第1項中「前条第1項」とあるのは「第18条第1項」と、同条第2項中「前条第1項第1号」とあるのは「第18条第1項第1号」と、第11条中「第9条第1項」とあるのは「第18条第1項」と、「産業廃棄物の保管」とあるのは「多量保管」と、第13条中「第9条第1項」とあるのは「第18条第1項」と、「産業廃棄物」とあるのは「特定物」と読み替えるものとする。</p> <p>(保管の変更の届出)</p> <p>第10条 前条第1項の規定による届出をした者（以下この節において「届出者」という。）は、同項第4号、第5号、第7号及び第8号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 届出者は、前条第1項第1号及び第3号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(保管の廃止の届出)</p> <p>第11条 届出者は、第9条第1項の規定による届出に係る土地における産業廃棄物の保管を廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(搬入搬出管理簿)</p> <p>第13条 届出者は、規則で定めるところにより、第9条第1項の規定による届出に係る土地ごとに、搬入搬出管理簿を作成し、当該土地に係る産業廃棄物の搬入及び搬出の状況を記録し、5年間これを保存しなければならない。</p>	<p>(多量保管の変更の届出)</p> <p>第11条 条例第19条において準用する条例第10条第1項の規定による届出は、特定物多量保管変更届（様式第7号）に、前条第1項各号に掲げる書類又は図面のうち当該変更に係るものを添付してしなければならない。</p> <p>2 条例第19条において準用する条例第10条第2項の規定による届出は、特定物多量保管者氏名等変更届（様式第8号）に、変更の内容を証する書類を添付してしなければならない。</p> <p>(多量保管の廃止の届出)</p> <p>第12条 条例第19条において準用する条例第11条の規定による届出は、特定物多量保管廃止届（様式第9号）によってしなければならない。</p> <p>(搬入搬出管理簿)</p> <p>第13条 条例第19条において準用する条例第13条に規定する搬入搬出管理簿には、条例第18条第1項の規定による届出に係る土地における特定物の搬入又は搬出の状況について、次に掲げる事項を記録しなければならない。</p> <p>(1) 搬入又は搬出を行った日</p> <p>(2) 特定物の種類ごとの搬入量、搬出量及び保管量</p> <p>(3) 搬出先の事業場等の名称</p> <p>2 前項の搬入搬出管理簿は、1事業年度ごとに閉鎖するものとし、翌事業年度の初日から起算して5年間保存しなければならない。</p>

<p>(改善命令)</p> <p>第20条 知事は、特定物の適正な保管の実施を確保するため、特定物保管者が特定物保管基準を遵守していないと認めるときは、当該特定物保管者に対し、保管方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>	
<p>(搬入一時停止命令)</p> <p>第21条 第14条の規定は、特定物の保管がされている土地への特定物の搬入が継続されることにより、当該土地の周辺における県民の生活環境の保全又は県民の生活の安全が損なわれるおそれがあると認める場合について準用する。この場合において、同条第1項中「産業廃棄物」とあるのは「特定物」と、「廃棄物処理法又はこの条例」とあるのは「この条例」と読み替えるものとする。</p> <p>(搬入一時停止命令)</p> <p>第14条 知事は、<u>産業廃棄物の保管がされている土地への産業廃棄物の搬入が継続されることにより、当該土地の周辺における県民の生活環境の保全又は県民の生活の安全が損なわれるおそれがあると認めるときは、当該保管をする者に対し、<u>廃棄物処理法又はこの条例に基づく報告の徴収又は立入検査の結果が明らかになるまでの間、当該土地への産業廃棄物の搬入の停止を命ずることができる。</u></u></p> <p>2 前項の規定により搬入の停止を命ずることができる期間は、30日を超えることはできない。ただし、当該期間の経過時点において、同項の規定による命令を受けた者の責めに帰すべき事由により、同項の報告の徴収又は立入検査の結果が明らかでない場合には、当該期間を延長することができる。</p>	
<p>第5章 土砂等の不適正な処理の防止</p>	<p>第4章 土砂等の不適正な処理の防止</p>
<p>(土壌安全基準に適合しない土砂埋立て等の禁止)</p> <p>第22条 土砂埋立て等を行う者は、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが必要なものとして規則で定める土壌の安全に関する基準（以下「土壌安全基準」という。）に適合しない土砂等を使用して、土砂埋立て等（生活環境の保全上必要な措置が図られているものとして規則で定める土砂埋立て等を除く。以下この条において同じ。）を行ってはならない。</p> <p>2 知事は、土砂埋立て等に土壌安全基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあると認めるときは、当該土砂埋立て等を行う者に対し、直ちに、当該土砂埋立て等を停止し、当該土砂埋立て等が行われた場所の土壌の汚染調査及び当該</p>	<p>(土壌安全基準)</p> <p>第14条 条例第22条第1項に規定する土壌安全基準は、別表第1の左欄に掲げる土砂等に含まれる物質の区分に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>(生活環境の保全上必要な措置が図られている土砂埋立て等)</p> <p>第15条 条例第22条第1項に規定する規則で定める土砂埋立て等は、次に掲げる土砂埋立て等とする。</p> <p>(1) 法第8条第1項の規定による許可を受けた廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下この条及び次条において「政令」という。）第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場において行う土砂埋立て等</p> <p>(2) 法第15条第1項の規定による許可を受けた政令第7条第14号イ又はハに掲げる産業廃棄物の最終処分場において行う土砂埋立て等</p> <p>(3) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第7条第1項、第4項又は第5項の規定により実施する汚染の除去等の措置として行う土砂埋立て等</p> <p>(4) 土壌汚染対策法第12条第1項の規定による届出に基づき行う土地の形質の変更として行う土砂埋立て等</p>

<p>場所以外の地域への排水の水質調査を行うべきことを命ずることができる。</p> <p>3 知事は、土砂埋立て等に土壤安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、当該土砂埋立て等を行う者に対し、現状を保全し、その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>	
<p>(特定事業の許可)</p> <p>第23条 特定事業を行おうとする者は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、当該特定事業が次に掲げる事業である場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う規則で定める事業</p> <p>(2) 災害復旧のために必要な応急措置として行う事業</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事業</p>	<p>(許可を要しない特定事業)</p> <p>第16条 条例第23条第1号に規定する規則で定める公共的団体は、別表第2の第1に掲げる公共的団体とする。</p> <p>2 条例第23条第1号に規定する規則で定める事業は、別表第2の第2に掲げる事業とする。</p> <p>3 条例第23条第3号に規定する規則で定める事業は、前条各号に掲げる土砂埋立て等の事業のほか、次に掲げる土砂埋立て等の事業とする。</p> <p>(1) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項に規定する土地改良事業として行う土地埋立て等の事業</p> <p>(2) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業として行う土砂埋立て等の事業</p> <p>(3) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第1号に規定する市街地再開発事業として行う土砂埋立て等の事業</p> <p>(4) 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第8号に規定する野積場(同項に規定する港湾施設又は同条第6項の規定により当該港湾施設とみなされるものに限る。)において行う土砂埋立て等の事業</p> <p>(5) 法第15条第1項の規定による許可を受けた政令第7条第14号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場において行う土砂埋立て等の事業</p>
<p>(許可の申請)</p> <p>第24条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業の事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 特定事業の事業区域の位置及び面積</p> <p>(3) 事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置</p> <p>(4) 特定事業に使用される土砂等の量及びその期間</p> <p>(5) 特定事業に使用される土砂等の主な採取場所並びに搬入及び搬出の計画</p> <p>(6) 廃棄物の土砂等への混入を防止するために講ずる措置</p> <p>(7) 土壤安全基準に適合しない土砂等の使用を防止するために講ずる措置</p> <p>(8) 特定事業が施工されている間において、事業区域以外の地域への排水の汚染状態を測定するために講ずる措置</p> <p>(9) 特定事業が施工されている間において、事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の流出又は崩落による災害の発生を防止するために講ずる措置</p> <p>(10) 特定事業が完了した場合の事業区域の構造(他の場所への搬出を目的として土砂埋立て等を行う特定事業(以下「一時的積事業」という。)にあっては、一時的積事業が行われている間の事業区域の構造)</p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第17条 条例第24条に規定する申請書の様式は、様式第10号のとおりとする。</p> <p>2 条例第24条に規定する規則で定める書類及び図面は、次に掲げる書類及び図面とする。</p> <p>(1) 許可を受けようとする者の住民票の写し(外国人にあっては外国人登録証明書の写し、法人にあっては登記事項証明書)</p> <p>(2) 事業区域の周辺の見取図</p> <p>(3) 事業区域の現況を示す写真</p> <p>(4) 事業区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し</p> <p>(5) 事業区域の土地について、許可を受けようとする者が所有権その他の使用する権原を有することを証する書類</p> <p>(6) 次に掲げる事項を示す事業区域及びその周辺の平面図</p> <p>ア 方位</p> <p>イ 敷地の境界</p> <p>ウ 事業区域への出入口</p> <p>エ 土砂埋立て等に供する区域</p> <p>オ 事務所その他の工作物を設置する位置</p> <p>(7) 特定事業に使用される土砂等の量(一時的積事業にあっては、最大たい積時における土砂等の量)の計算書</p> <p>(8) 廃棄物の混入を防止するための計画を作成した場合は、当該計画書</p> <p>(9) 土壤安全基準に適合しない土砂等の使用を防止するための計画を作成した場合は、当該計画書</p> <p>(10) 排水工その他の排水施設の配置の状況を示す平面図及び</p>

	<p>汚染状態を測定するために排水を採取する場所を示す平面図</p> <p>(11) 施工期間中における災害を防止するための施設その他の措置の状況を示す事業区域の平面図及び断面図並びに施工期間中における災害を防止するための計画を作成した場合は、当該計画書</p> <p>(12) 特定事業が完了した場合の事業区域の構造（一時たい積事業にあつては、最大たい積時における土砂等のたい積の状況を示す断面図）及び特定事業を行う前の事業区域の構造を示す平面図及び断面図</p> <p>(13) 土砂埋立て等に係る区域の構造の安全性を証する書類又は図面</p> <p>(14) 排水工その他の排水施設による排水の計画並びに当該排水施設の構造及び能力を示す書類又は図面</p> <p>(15) 特定事業が次条第2項各号に掲げる行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書類</p> <p>(16) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類又は図面</p>
<p>(許可の基準)</p> <p>第25条 知事は、前条の許可の申請の内容が次の各号に適合していると認めるときでなければ、第23条の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 特定事業の施工を管理するための事務所を設置すること。</p> <p>(2) 廃棄物の土砂等への混入を防止するために必要な措置が図られていること。</p> <p>(3) 土壤安全基準に適合しない土砂等の使用を防止するために必要な措置が図られていること。</p> <p>(4) 特定事業が施工されている間において、事業区域以外の地域への排水の汚染状態を測定するために必要な措置が図られていること。</p> <p>(5) 特定事業が施工されている間において、事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の流出又は崩落による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。</p> <p>(6) 特定事業が完了した場合において、事業区域のうち土砂埋立て等に係る区域の構造が、事業区域以外の地域への当該土砂等の流出又は崩落による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。</p>	<p>(土砂埋立て等に係る区域の基準)</p> <p>第18条 条例第25条第1項第6号（条例第26条第4項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める構造上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 盛土について、法面の勾配は、30度以下であること。</p> <p>(2) 盛土について、法面に樹木、竹又は芝その他の地被植物を植栽し、又はその種子をまき、必要に応じてその他の法面保護の措置を適切に講ずるものであること。</p> <p>(3) 盛土高は、30メートルを超えないこと。</p> <p>(4) 盛土高が5メートルを超える場合は、原則として5メートルごとに小段を設置すること。</p> <p>(5) 盛土高が15メートルを超える場合は、安定計算をした結果に基づく安全性が確保されていること。</p> <p>(6) 土砂等の流出又は崩落の発生を防止するために法先保護工による必要な措置を講ずるものであること。</p> <p>(7) 雨水等を適切に排水するために十分な能力及び構造を有する排水工を設置すること。</p> <p>(8) 溪間への土砂埋立て等にあつては、法留堰堤及び埋設堰堤を設置するとともに、地下水を適切に排除するための措置を講ずるものであること。</p> <p>(9) 前各号に定めるもののほか、土砂埋立て等の構造は、土砂埋立て等に用いる土砂等の性質、土砂埋立て等の高さ、</p>

<p>2 前条の許可の申請が、一時たい積事業に係るものである場合にあっては、前項第6号の規定は、適用しない。</p> <p>3 前条の許可の申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の流出又は崩落による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定めるものである場合にあっては、第1項第5号及び第6号の規定は、適用しない。</p>	<p>地形、気象等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。</p> <p>2 条例第25条第3項（条例第26条第4項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める許可の申請は、次に掲げる行為に係る許可の申請とする。</p> <p>(1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2又は第34条第2項の規定による許可を要する行為</p> <p>(2) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定による許可を要する行為</p> <p>(3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の規定による許可を要する行為</p> <p>(4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定による許可を要する行為</p> <p>(5) 砂防指定地管理条例（平成15年兵庫県条例第30号）第4条第1項の規定による許可を要する行為</p>
<p>(変更の許可等)</p> <p>第26条 第23条の許可を受けた者は、第24条各号に掲げる事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、規則で定める書類及び図面を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 変更の内容及びその理由</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>3 第23条の許可を受けた者は、第1項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>4 前条の規定は、第1項の許可について準用する。</p>	<p>(変更の許可等)</p> <p>第19条 条例第26条第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、条例第24条第1号、第3号及び第5号に掲げる事項の変更とする。</p> <p>2 条例第26条第2項に規定する申請書の様式は、様式第11号のとおりとする。</p> <p>3 条例第26条第2項に規定する規則で定める書類及び図面は、第17条第2項各号に掲げる書類及び図面のうち、当該変更に係る書類及び図面とする。</p> <p>4 条例第26条第2項第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 許可年月日及び許可番号</p> <p>(2) 事業区域の位置</p> <p>(3) 変更予定年月日</p> <p>5 条例第26条第3項の規定による届出は、特定事業変更届（様式第12号）に、変更の内容を証する書類を添付してしなければならない。</p>
<p>(許可の条件)</p> <p>第27条 第23条の許可（前条第1項の許可を含む。以下この章において同じ。）には、条件を付することができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課すものであってはならない。</p>	
<p>(土砂等の搬入の届出)</p> <p>第28条 第23条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、規則で定めるところにより、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものを添付して知事に届け出なければならない。</p>	<p>(搬入の届出等)</p> <p>第20条 条例第28条第1項の規定による届出は、土砂等搬入届（様式第13号）によってしなければならない。</p> <p>2 条例第28条第1項に規定する規則で定める書面は、土地所有者、土砂等の発生を伴う事業を行った者その他の権原に基づき当該土砂等の採取を行った者が発行する土砂等採取場所証明書（様式第14号）又は次に掲げる事項が記載された土砂等の売買、処分の委託その他の取引に係る契約書等の書類とする。</p> <p>(1) 土砂等の採取場所の所在地</p> <p>(2) 土砂等の性状</p> <p>(3) 土砂等の引渡先</p> <p>(4) 引渡しに係る土砂等の量</p> <p>(5) 土砂等の引渡しの期間</p>

<p>2 第23条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとする場合において、当該土砂等が、生活環境の保全上の支障を生ずる物質として規則で定めるものを含んでいる土壌が存在するおそれがある土地の区域として規則で定めるものから採取されたものであるときは、前項の規定による届出に、当該土砂等が当該土地の区域の区分に応じ規則で定める物質に係る土壌安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものを添付しなければならない。</p>	<p>(6) 売買、処分の委託その他の土砂等の引渡しの原因</p> <p>3 条例第28条第2項に規定する規則で定める生活環境の保全上の支障を生ずる物質は、別表第1の左欄に掲げる物質とする。</p> <p>4 条例第28条第2項に規定する規則で定める土地の区域は、別表第3の左欄に掲げる土地の区域とし、同項に規定する当該土地の区域の区分に応じ規則で定める物質は、同欄に掲げる土地の区域の区分に応じ、同表の右欄に掲げる物質とする。</p> <p>5 条例第28条第2項に規定する規則で定める書面は、土壌汚染対策法第3条第1項の規定により環境大臣が指定する者又は計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定による登録を受けた者が発行した搬入しようとする土砂等に係る検査の結果を証明する書類とする。</p>
<p>(搬入搬出管理簿)</p> <p>第29条 第23条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る事業区域ごとに、搬入搬出管理簿を作成し、事業区域に係る土砂等の搬入及び搬出の状況を記録し、5年間これを保存しなければならない。</p>	<p>(搬入搬出管理簿)</p> <p>第21条 条例第29条第1項に規定する搬入搬出管理簿には、条例第23条の規定による許可に係る事業区域における土砂等の搬入又は搬出の状況について、次に掲げる事項を記録しなければならない。</p> <p>(1) 搬入又は搬出を行った日</p> <p>(2) 搬入に係る土砂等の採取場所及び搬入量</p> <p>(3) 一時たい積事業にあつては、搬出に係る土砂等の搬出先の事業場等の名称及び搬出量並びに土砂等の保管量</p> <p>2 前項の搬入搬出管理簿は、1事業年度ごとに閉鎖するものとし、翌事業年度の初日から起算して5年間保存しなければならない。</p>
<p>(標識の掲示等)</p> <p>第30条 第23条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の事業区域の見やすい場所に、当該特定事業が施工されている間、氏名又は名称、事業区域の位置及び面積その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。</p> <p>2 第23条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の事業区域と当該事業区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。</p>	<p>(標識)</p> <p>第22条 条例第30条第1項に規定する標識の様式は、様式第15号のとおりとする。</p> <p>2 条例第30条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 許可年月日及び許可番号</p> <p>(2) 特定事業を行う者の住所又は所在地及び連絡先</p> <p>(3) 特定事業の目的</p> <p>(4) 特定事業の施工期間</p> <p>(5) 土砂埋立て等を使用される土砂等の主な採取場所及び搬入予定量（一時たい積事業にあつては、土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量）</p>
<p>(特定事業の廃止等)</p> <p>第31条 第23条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を廃止しようとするときは、当該特定事業に使用された土砂等の流出又は崩落による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 第23条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>(特定事業の廃止の届出)</p> <p>第23条 条例第31条第2項の規定による届出は、特定事業廃止届（様式第16号）に、次に掲げる書類及び図面を添付してしなければならない。</p> <p>(1) 特定事業を廃止した時の事業区域の構造を示す平面図及び断面図</p> <p>(2) 特定事業を廃止した時の事業区域の状況を示す写真</p> <p>(3) 特定事業に使用された土砂等の流出又は崩落による災害の発生を防止するために講じた措置の内容を示す書類及び図面</p>
<p>(特定事業の完了等)</p>	<p>(特定事業の完了の届出)</p>

<p>第32条 第23条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を完了したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による届出があった場合において、土砂等の流出又は崩落による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていないと認めるときは、前項の届出をした者に対し、土砂等の流出又は崩落による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>	<p>第24条 条例第32条第1項の規定による届出は、特定事業完了届（様式第17号）に、次に掲げる書類及び図面を添付してしなければならない。</p> <p>(1) 特定事業を完了した時の事業区域の構造を示す平面図及び断面図</p> <p>(2) 特定事業を完了した時の事業区域の状況を示す写真</p>
<p>(地位の承継)</p> <p>第33条 第23条の許可を受けた者が当該許可に係る特定事業の全部を譲り渡し、又は第23条の許可を受けた者について相続、合併若しくは分割（その特定事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、その特定事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその特定事業の全部を承継した法人は、その第23条の許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により第23条の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添付して、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>(地位の承継の届出)</p> <p>第25条 条例第33条第2項の規定による届出は、特定事業承継届（様式第18号）によってしなければならない。</p>
<p>(改善勧告)</p> <p>第34条 知事は、適正な土砂埋立て等の実施を確保するため、第23条の許可を受けた者が第25条に規定する許可の基準又は第27条に規定する許可の条件を遵守していないと認めるときは、第23条の許可を受けた者に対し、廃棄物の土砂等への混入を防止するために必要な措置又は土砂等の流出若しくは崩落による災害の発生を防止するために必要な措置の変更その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。</p>	
<p>(措置命令)</p> <p>第35条 知事は、特定事業に使用された土砂等の流出又は崩落による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第23条の許可を受けた者に対し、当該特定事業を停止し、又は当該特定事業に使用された土砂等の流出若しくは崩落による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>2 知事は、第23条又は第26条第1項の規定に違反して特定事業を行った者に対し、当該特定事業を停止し、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の流出若しくは崩落による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>	
<p>(許可の取消し等)</p> <p>第36条 知事は、第23条の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 第22条第2項又は第3項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>(2) 虚偽の申請その他不正な手段により、第23条又は第2</p>	

<p>6条第1項の規定による許可を受けたとき。</p> <p>(3) 第26条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けずに変更したとき。</p> <p>(4) 第28条から第30条までの規定に違反したとき。</p> <p>(5) 第34条の規定による勧告に従わないとき。</p> <p>(6) 前条第1項又は第2項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定により第23条の許可の取消しを受けた者（当該取消しに係る特定事業について前条第1項又は第2項の規定による命令を受けた者を除く。）は、当該取消しに係る特定事業に使用された土砂等の流出又は崩落による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p>	
<p>(廃止又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令)</p> <p>第37条 知事は、第31条第1項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、その特定事業に使用された土砂等の流出又は崩落による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>	
<p>(関係書類等の保存)</p> <p>第38条 第23条の許可を受けた者は、当該特定事業について第31条第2項の規定による廃止の届出若しくは第32条第1項の規定による完了の届出をした日又は第36条の規定による第23条の許可の取消しの通知を受けた日から5年間、当該特定事業に関し、この条例の規定により知事に提出した書類及び図面の写しを保存しなければならない。</p>	
<p>第6章 雑則</p>	<p>第5章 雑則</p>
<p>(報告の徴収)</p> <p>第39条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、産業廃棄物若しくは特定物の保管をする者又は土砂埋立て等を行う者に対し、産業廃棄物若しくは特定物の保管又は土砂埋立て等に関し、必要な報告を求めることができる。</p>	
<p>(立入検査)</p> <p>第40条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、産業廃棄物若しくは特定物の保管をする者又は土砂埋立て等を行う者の事務所、事業場又は産業廃棄物若しくは特定物の保管若しくは土砂埋立て等に係る場所の土地若しくは建物に立ち入り、産業廃棄物若しくは特定物の保管又は土砂埋立て等に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係人に質問させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において産業廃棄物等を無償で収去させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	<p>(身分証明書の様式)</p> <p>第26条 条例第40条第2項に規定する証明書の様式は、様式第19号のとおりとする。</p>
<p>(不適正処理監視員の設置)</p> <p>第40条の2 産業廃棄物等の不適正な処理を防止するための監視及び啓発を行うとともに、産業廃棄物等の不適正な処理の事案を早期に発見し、これに対する改善の指導を行うため、県に、不適正処理監視員を置く。</p>	
<p>(公表)</p> <p>第41条 知事は、産業廃棄物又は特定物の保管をする者若しくは土砂埋立て等を行う者が廃棄物処理法又はこの条例に基づく命令若しくは許可の取消し又は廃棄物処理法若しくはこの条例の規定に違反したことを理由とする告発（以下「命令等」という。）を行ったときは、当該命令等の内容、当該命令等を行った者の氏名その他規則で定める事項を公表することができる。</p>	<p>(公表)</p> <p>第27条 条例第41条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 命令等に係る産業廃棄物若しくは特定物の保管又は土砂埋立て等の概要</p> <p>(2) 命令等を行った理由</p>

<p>(適用除外) 第42条 第3章の規定は、神戸市、姫路市、尼崎市及び西宮市の区域について、適用しない。</p>	
<p>(市町条例との関係) 第43条 第4章及び第5章の規定は、市町が、その地域の自然的社会的諸条件に応じて、特定物又は土砂等の適正な処理を推進するため、この条例で定める事項以外の事項について、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。</p>	
<p>(補則) 第44条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。</p>	
<p>第7章 罰則</p>	
<p>(罰則) 第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 (1) 第15条第1項、第16条第1項、第22条第2項若しくは第3項、第32条第2項、第35条第1項若しくは第2項、第36条第1項又は第37条の規定による命令に違反した者 (2) 第23条の許可を受けないで特定事業を行った者 (3) 第26条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更した者</p>	
<p>第46条 第14条第1項(第21条において準用する場合を含む。)又は第20条の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	
<p>第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1) 第9条第1項、第10条第1項若しくは第2項(第19条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第18条第1項、第26条第3項、第28条、第31条第2項、第32条第1項又は第33条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (2) 第12条第1項の規定に違反して運搬管理票を交付せず、又は同項各号に掲げる記載事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして運搬管理票を交付した者 (3) 第12条第2項の規定に違反して運搬管理票を掲示しなかった者 (4) 第13条(第19条において準用する場合を含む。)又は第29条の規定に違反して搬入搬出管理簿を作成せず、これに虚偽の記録をし、又はこれを保存しなかった者 (5) 第38条の規定に違反して同条の書類及び図面の写しを保存しなかった者 (6) 第39条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 (7) 第40条第1項の規定による立入検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者</p>	
<p>(両罰規定) 第48条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。</p>	
<p>附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から9月を超えない範囲内において規則で定める日(平成15年12月12日兵庫県規則第92号で、平成15年12月15日)から施行する。</p>	<p>附 則 この規則は、平成15年12月15日から施行する。</p>

<p>(経過措置)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例の施行の際現に多量保管をしている者については、多量保管をしようとしているものとみなして、第18条第1項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「この条例の施行の日から起算して3月を経過する日までに」とする。</p> <p>4 この条例の施行の際現に特定事業を行っている者は、この条例の施行の日から起算して3月間は、この条例の規定にかかわらず、当該特定事業を行うことができる。その者がその期間内に第23条の許可を申請した場合において、許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。</p>	
	<p>附 則 (平成16年 6月30日兵庫県規則第61号) この規則は、平成16年7月1日から施行する。</p>
	<p>附 則 (平成17年 3月31日兵庫県規則第19号) この規則は、公布の日から施行する。</p>
	<p>附 則 (平成17年 9月30日兵庫県規則第71号) この規則は、平成17年10月1日から施行する。</p>
	<p>附 則 (平成19年 9月28日兵庫県規則第62号抄) (施行期日) 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。(後略) 2 (略)</p>
<p>附 則 (平成19年 3月16日兵庫県条例第18号) (施行期日) 1 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日(平成19年12月14日兵庫県規則第76号で、平成19年12月15日)から施行する。ただし、第3条及び第6条の改正規定、第16条の次に2節を加える改正規定(第3章第3節に係る部分に限る。)並びに第40条の次に1条を加える改正規定は、平成19年4月1日から施行する。 (経過措置) 2・3 (略)</p>	<p>附 則 (平成19年12月14日兵庫県規則第77号) この規則は、平成19年12月15日から施行する。</p>

別表第1 (第14条・第22条関係)

土砂等に含まれる物質	基 準	
	土砂等に水を加えた場合に溶出する物質の量	土砂等に含まれる物質の量
カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウム0.01ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつきカドミウム150ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	検液1リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつき六価クロム250ミリグラム以下であること。
2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名シマジン又はCAT)	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。	—
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。	土壌1キログラムにつき遊離シアン50ミリグラム以下であること。
N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。	—
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	—
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下であること。	—

1, 1—ジクロロエチレン (別名塩化ビニリデン)	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。	—
シス—1, 2—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。	—
1, 3—ジクロロプロペン (別名D—D)	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	—
ジクロロメタン (別名塩化メチレン)	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。	—
水銀及びその化合物	検液1リットルにつき水銀0.0005ミリグラム以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。	土壌1キログラムにつき水銀15ミリグラム以下であること。
セレン及びその化合物	検液1リットルにつきセレン0.01ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつきセレン150ミリグラム以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	—
テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム又はチラム)	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。	—
1, 1, 1—トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下であること。	—
1, 1, 2—トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。	—
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03ミリグラム以下であること。	—
鉛及びその化合物	検液1リットルにつき鉛0.01ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつき鉛150ミリグラム以下であること。
砒素及びその化合物	検液1リットルにつき砒素0.01ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつき砒素150ミリグラム以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液1リットルにつきふっ素0.8ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつきふっ素4,000ミリグラム以下であること。
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	—
ほう素及びその化合物	検液1リットルにつきほう素1ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつきほう素4,000ミリグラム以下であること。
ポリ塩化ビフェニル (別名PCB)	検液中に検出されないこと。	—
有機りん化合物 (ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト (別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト (別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト (別名メチルジメトン) 及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト (別名EPN) に限る。)	検液中に検出されないこと。	—
ダイオキシン類	—	土壌1グラムにつき1,000pg-TEQ以下であること。

別表第2 (第16条関係)

第1 規則で定める公共的団体	第2 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う規則で定める事業
1 地方住宅供給公社	1 国又は地方公共団体が行う事業
2 独立行政法人空港周辺整備機構	2 地方住宅供給公社が、地方住宅供給公社法 (昭和40年法律第124号) 第21条第3項に規定する業務として行う事業
	3 独立行政法人空港周辺整備機構が、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律 (昭和42年法律第110号) 第28条第1項又は第2項に規定する業務として行う事業

3 地方道路公社	4 地方道路公社が、地方道路公社法第21条第1項から第3項までに規定する業務として行う事業
4 日本下水道事業団	5 日本下水道事業団が、日本下水道事業団法（昭和47年法律第41号）第26条第1項に規定する業務として行う事業
5 土地開発公社	6 土地開発公社が、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第17条第1項又は第2項に規定する業務として行う事業
6 独立行政法人森林総合研究所	7 独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第6条第1項、第8条第1項又は第9条第1項に規定する業務として行う事業
7 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	8 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成14年法律第94号）第11条第1項に規定する業務として行う事業
8 独立行政法人中小企業基盤整備機構	9 独立行政法人中小企業基盤整備機構が、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第15条第1項若しくは第2項又は附則第5条第1項若しくは第2項に規定する業務として行う事業
9 独立行政法人雇用・能力開発機構	10 独立行政法人雇用・能力開発機構が、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成14年法律第170号）第11条第1項に規定する業務として行う事業
10 独立行政法人労働者健康福祉機構	11 独立行政法人労働者健康福祉機構が、独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成14年法律第171号）第12条第1項に規定する業務として行う事業
11 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	12 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）第12条第1項又は第4項に規定する業務として行う事業
12 独立行政法人水資源機構	13 独立行政法人水資源機構が、独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条第1項又は第2項に規定する業務として行う事業
13 独立行政法人都市再生機構	14 独立行政法人都市再生機構が、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第11条第1項から第3項まで又は附則第12条第1項に規定する業務として行う事業

別表第3（第20条関係）

土地の区域	物質
1 別表第1に掲げる物質を使用し、製造し、又は処理する事業場が現に設置され、又は設置されていたことがある土地の区域	当該事業場において使用され、製造され、又は処理されたことがある物質
2 ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）別表第1又は別表第2に掲げる施設を設置する事業場が現に設置され、又は設置されていたことがある土地の区域	ダイオキシン類
3 なめし革製造業に係る事業場が現に設置され、又は設置されていたことがある土地の区域	六価クロム化合物
4 金属鉱業、製造業、運輸業、自動車整備業又は機械等修理業に係る事業場（運輸業にあつては、車両、船舶又は航空機の整備工場に限る。）が現に設置され、又は設置されていたことがある土地の区域	(1) 鉛及びその化合物 (2) 砒素及びその化合物
5 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条第1項に規定する測定計画に定められた地下水の水質の測定の地点のうち、測定の結果、当該地下水について環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による地下水の水質汚濁に係る環境上の条件についての基準（以下「地下水環境基準」という。）を超える結果が得られた地点を含む土地の区域	別表第1の左欄に掲げる物質のうち、地下水環境基準を超える結果が得られた物質

備考 1に掲げる物質又は5に掲げる物質が、テトラクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン又はトリクロロエチレンである場合にあつては、次の(1)から(4)までに掲げる物質の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに定める物質を含むものとする。

- (1) テトラクロロエチレン 1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン
(2) 1, 1, 1-トリクロロエタン 1, 1-ジクロロエチレン

- (3) 1, 1, 2-トリクロロエタン 1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン及びシス-1, 2-ジクロロエチレン
 (4) トリクロロエチレン 1, 1-ジクロロエチレン及びシス-1, 2-ジクロロエチレン

《参考》知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（抄）

（当初制定：平成11年12月20日兵庫県条例第53号／追加改正：平成15年10月10日兵庫県条例第61号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に定める市町が処理することとする。

82の4 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例等に基づく事務

事 務	市 町
産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例（平成15年兵庫県条例第23号。以下この部において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	神戸市、姫路市、 尼崎市及び西宮市
(1) 条例第18条第1項の規定による届出の受理に関する事務	
(2) 条例第19条において準用する条例第10条第1項又は第2項の規定による届出の受理に関する事務	
(3) 条例第19条において準用する条例第11条の規定による届出の受理に関する事務	
(4) 条例第20条の規定による命令に関する事務	
(5) 条例第21条において準用する条例第14条第1項の規定による命令に関する事務	
(6) 条例第22条第2項の規定による命令に関する事務	
(7) 条例第22条第3項の規定による命令に関する事務	
(8) 条例第23条の規定による許可に関する事務	
(9) 条例第26条第1項の規定による許可に関する事務	
(10) 条例第26条第3項の規定による届出の受理に関する事務	
(11) 条例第27条の規定による条件の付与に関する事務	
(12) 条例第28条第1項の規定による届出の受理に関する事務	
(13) 条例第31条第2項の規定による届出の受理に関する事務	
(14) 条例第32条第1項の規定による届出の受理に関する事務	
(15) 条例第32条第2項の規定による命令に関する事務	
(16) 条例第33条第2項の規定による届出の受理に関する事務	
(17) 条例第34条の規定による勧告に関する事務	
(18) 条例第35条第1項の規定による命令に関する事務	
(19) 条例第35条第2項の規定による命令に関する事務	
(20) 条例第36条第1項の規定による許可の取消し又は命令に関する事務	
(21) 条例第37条の規定による命令に関する事務	
(22) 条例第39条の規定による報告の徴収に関する事務	
(23) 条例第40条第1項の規定による立入検査、質問及び収去に関する事務	
(24) 条例第41条の規定による公表に関する事務	

附 則

この条例は、産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例（平成15年兵庫県条例第23号）の施行の日〔平成15年12月15日〕から施行する。